

フードバンク支援緊急対策事業

【令和3年度補正予算額 194百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届けやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

《対象経費》

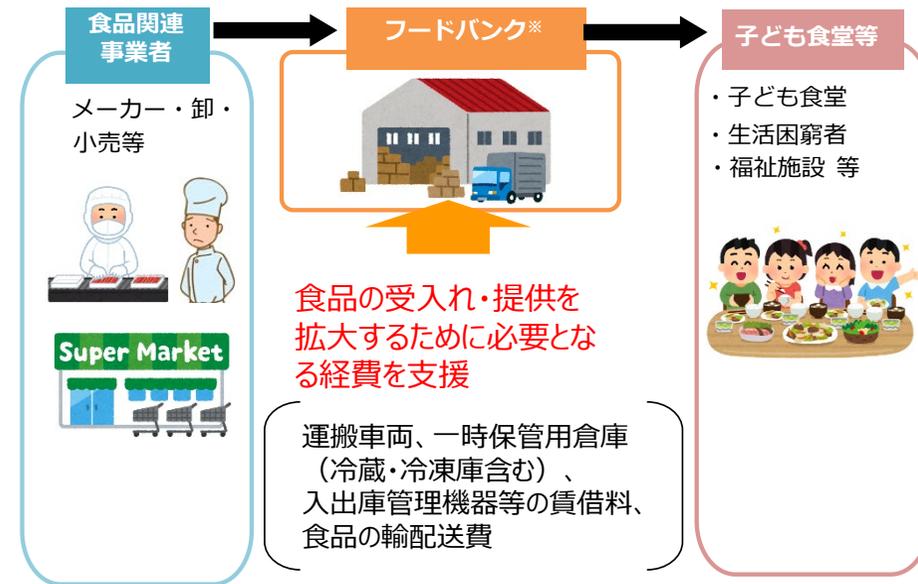
食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる
運搬車両、一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む）、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費

《補助率》

定額（補助上限額500万円）

2. 食品製造業の食品ロス削減対策に対する支援

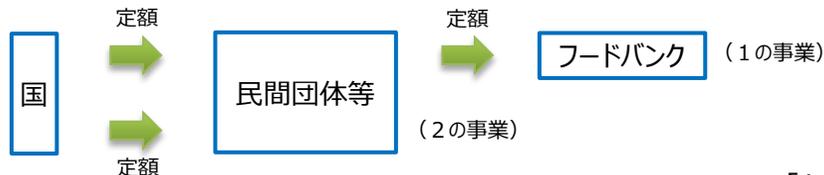
食品製造業における多様な**食品ロス発生要因**を把握・分析し、業務実態に応じた削減対策やフードバンク活動との連携のための取組を支援します。



※支援の対象となるフードバンク

- 「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表）に基づく又は準じた食品の取扱いを1年以上行っていること。
- 緊急事態宣言等による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

食品ロス削減総合対策事業のうち フードバンク活動支援

【令和4年度予算概算決定額 90（19）百万円】

<対策のポイント>

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

① 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援します。

② 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- ・ 令和4年4月1日において**フードバンク活動の開始から3年を経過していない**フードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- ・ **青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する**フードバンク活動団体等

※ 都道府県、市区町村、社会福祉協議会等も支援対象団体に含まれます

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、**先進的な取組**を行うフードバンクに対して、その取組に**必要な経費**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借（スタートアップ支援、先進的取組支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）



<先進的な取組の例>

- ① **広域的な連携**
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② **プラットフォームの構築**
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ **マッチングに特化した活動**
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求めている子ども食堂等とのマッチング
- ④ **企業・行政とのコーディネート**
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ **農業者との連携**
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

24 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業

【令和3年度補正予算額 20,000百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症による需要減少等の影響を依然として受けている農林漁業者や食品加工業者等の新たな販路開拓の取組を支援します。また、国産農林水産物の消費拡大を推進するため、「ニッポンフードシフト」の展開により、農林漁業者等による地域の様々な取組を発信します。

<事業目標>

- 需要減少等の影響を受けている農林漁業者等の新規販路開拓
- 農業・農村の重要性や持続性への国民の理解醸成

<事業の内容>

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**外食、インバウンド等の需要先が減少した農林漁業者、食品加工業者等が行う新たな販路開拓を促進するための取組**について、**食材費、送料、広告宣伝費等**を民間団体等を通じて支援します。

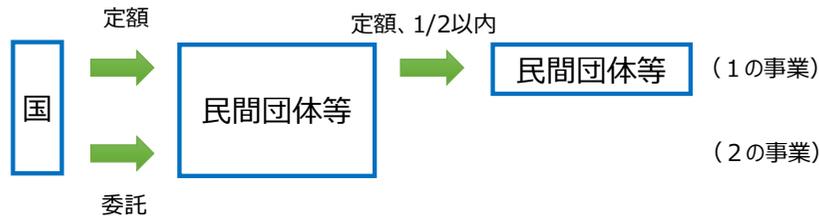
※ 品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。

(支援対象、補助率)

- ・消費者向けの新たな販路開拓（インターネット販売）（定額、1/2）
- ・テイクアウト・デリバリーを活用した新たな販路開拓（1/2）
- ・創意工夫による継続的な販路開拓（1/2）
- ・学校給食・子ども食堂等への食材提供（定額）

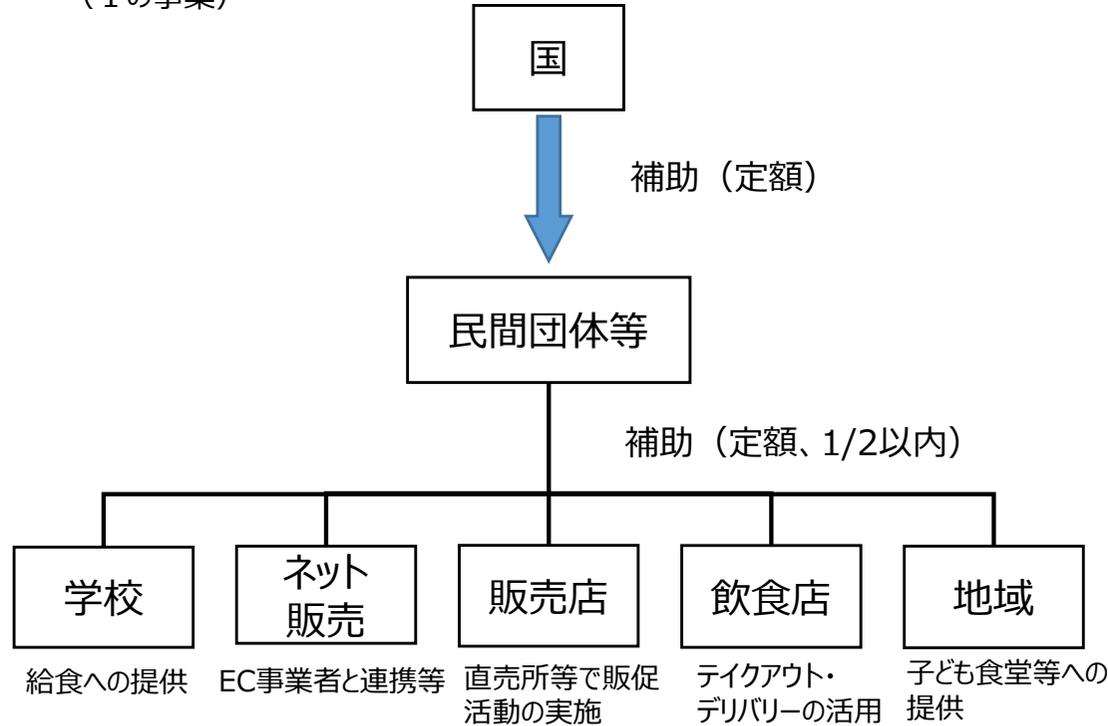
2. 国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者等による様々な取組について、**Z世代を重点ターゲットとして、メディア・SNS等を活用したストーリー性のある情報発信を展開**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(1の事業)

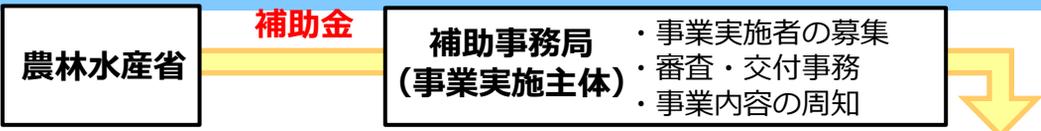


新たな販路開拓の取組

【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房政策課 (03-6744-2089)
 (2の事業) 大臣官房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)

国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業

200億円



民間団体等 (事業実施者)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が**2割以上**低下又は増加した国産農林水産物等」を活用した以下の4つの取組を支援します。
- ・事業実施者は、**販路の新規開拓等に資する新たな取組を実施**することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による継続的な販路の開拓

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q&A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和3年10月以降の任意の1か月の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどういうことですか。

(A2) 令和3年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路の新規開拓に資する工夫を講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合には、令和3年12月20日以降の取組の開始が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があります。また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

(Q5) 令和2年度補正予算の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業と何が異なりますか。

(A5) 支援内容は国産農林水産物等販路多様化事業と同等の内容ですが、本事業では、①テイクアウト・デリバリー等への取組支援において、既存商流を通じた食材調達の支援も対象に追加（多様化事業ではEC事業者を通じた食材調達が対象）、②創意工夫による継続的な販路開拓への取組支援において、事業終了後の販路の継続や定着に資する取組の実施を要件化、といった個別メニューにおける変更点もあります。

今後の予定等

公募期間：令和4年1月26日（水）～令和4年2月10日（木）

採択通知・割当内示時期：令和4年2月下旬～3月上旬

事業実施期間：令和4年3月上旬（交付決定後）～令和4年3月25日（金）

※今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。

販路新規開拓事務局ウェブサイト <https://hanro-kaitaku.jp/>

事務局お問合せ先 TEL:0570-047077、mail: support@hanro-kaitaku.jp

4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

E 学校給食への食材提供

- ・学校給食への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒定額（実費相当額）

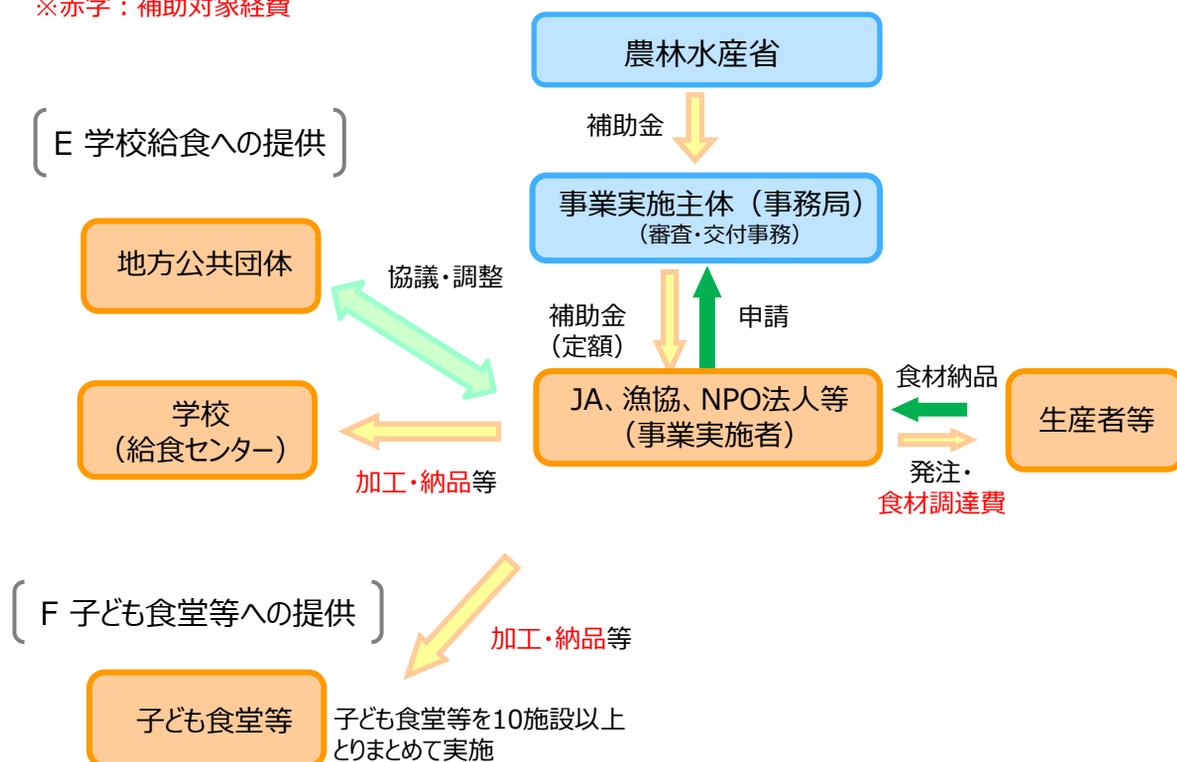
F 子ども食堂への食材提供

- ・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認ください

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
 - ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
 - ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。
- ※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」**に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、**子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」**の取組が拡大しています。
- 従前より**政府備蓄米**を活用して、学校給食における**ごはん食の拡大を支援**してきた**無償交付制度**の枠組みの下、**子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援**します。

事業内容

【子ども食堂等】

- **ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)**の取組に交付。
- **食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件**。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

【子ども宅食】

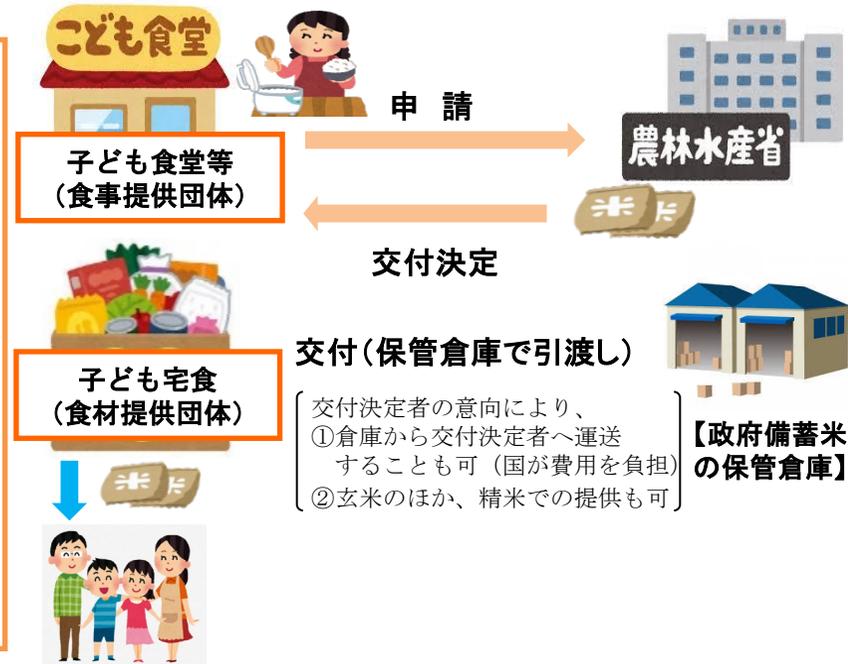
- **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)**に交付。
- **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件**。(食材提供団体ごとに、一申請当たり300Kgを上限に交付)
- **交付対象者 ※以下の要件を満たした団体**

- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に**直接申請**。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。



本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら

